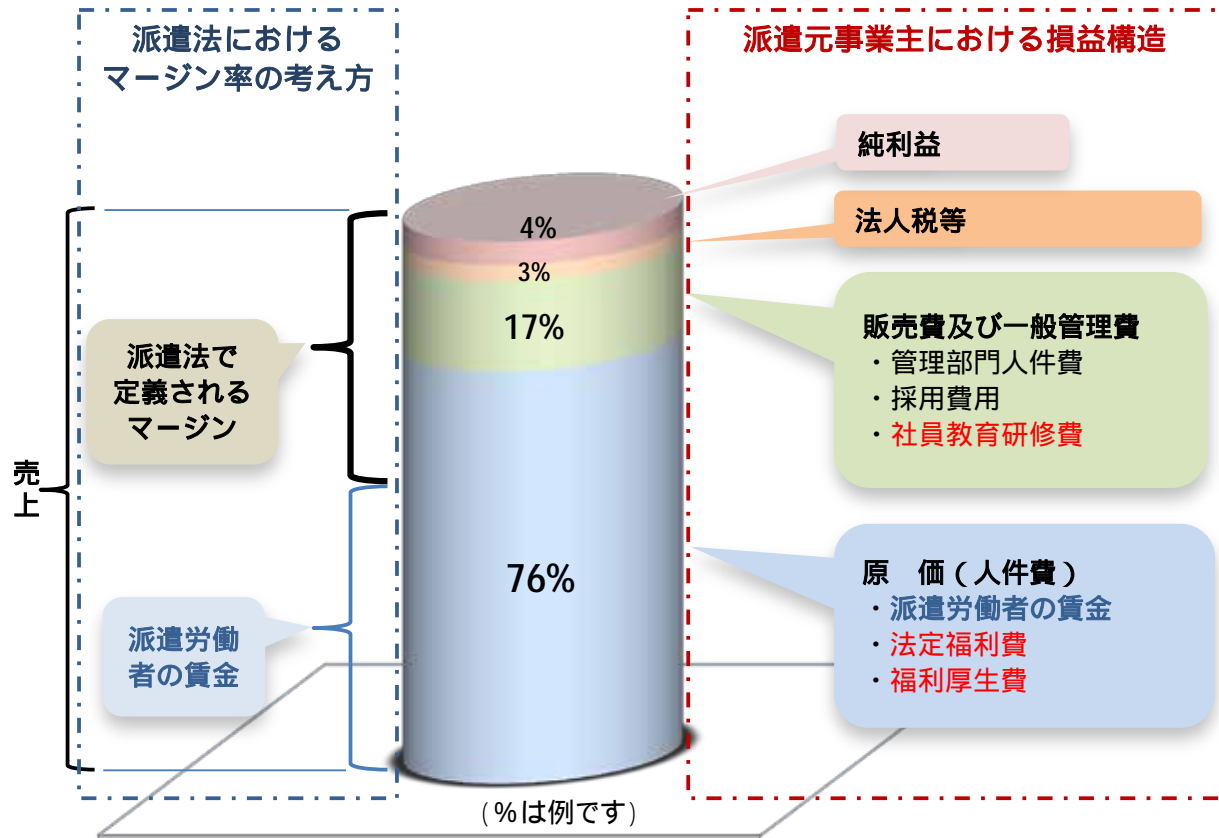


労働者派遣法におけるマージン率についてのNEOAの考え方

2015年11月

労働者派遣法の派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針においては、「第二 派遣元事業主が講ずべき措置、14 情報の提供」において、「派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選択できるように、マージン率等の情報を事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供すること」と定められています。

「マージン率」について当協会の見解を以下に示します。



$$\text{派遺法で定められたマージン率の算出方法} = \frac{\text{マージン(派遺料金 - 派遺労働者の賃金)}}{\text{派遺料金(売上)}}$$

しかしながら、派遣事業者は、上記でマージンとされる部分から、会社運営経費のみならず、**社員の処遇に直接関連する以下のような会社負担経費等**を支出しています。

- ・ 社会保険料（健康保険、厚生年金保険の会社負担分）、労働保険料（労災保険料、雇用保険料）等の法定福利費
- ・ 各種手当、補助等の福利厚生費
- ・ 企業年金、退職金等の退職給付引当金
- ・ 社員のキャリアアップの為の教育研修費用など

NEOAでは、派遣法上で定められたマージン率という数値には、上記の福利厚生やキャリアアップ支援等の費用が含まれている為、当該マージン率が派遣労働者の処遇を的確に表現しているものではないと考えます。

以上